

行橋市生活習慣病重症化予防事業及び糖尿病性腎症重症化予防事業業務 公募型プロポーザル 仕様書

1 業務名

行橋市生活習慣病重症化予防事業及び糖尿病性腎症重症化予防事業

2 業務の目的

行橋市国民健康保険加入者の特定健診結果を活用し、生活習慣病の重症化リスクの高い者に対して保健指導を実施することで早期受診と適切な治療と生活習慣改善に繋げ、生活習慣病予防及び重症化予防を図る。また、特定健診結果及びレセプトデータを活用し、糖尿病かつ腎機能が低下している者に対して保健指導及び受診勧奨を実施することで糖尿病性腎症の重症化を予防し、腎不全や人工透析への移行防止を図る。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 委託内容

(1) 業務担当者

- ①保健指導実施者は、生活習慣病予防及び糖尿病性腎症に関する知識と実践経験を有する専門職（保健師または管理栄養士）とする。
- ②保健指導実施者は、対象者の特定健診受診歴や健診結果値、応答内容等により、個々の特性を読み解く知識や能力及び経験を有していること。

(2) 対象者抽出と選定

- ①行橋市と協議したうえで特定健診結果値やレセプトデータ、KDB システムを用いて対象者を抽出すること。
- ②対象者抽出に関する電子データは市から受託者に提供する。
- ③（ア）生活習慣病重症化予防事業対象者
令和6年度の特定健診受診者のうち、健診結果から生活習慣病重症化予防の必要な者
（イ）糖尿病性腎症重症化予防事業対象者
過去に糖尿病関連の治療歴がありながら一定期間に治療歴の確認ができず、治療中断が疑われる者。また、過去の特定健診結果において、糖尿病受療が必要であるにもかかわらず糖尿病関連の治療歴が確認できず、糖尿病未治療が疑われる者。
- ④上記対象者のうち、癌、難病、精神疾患、施設入所者は対象者から除外すること。
- ⑤上記対象者に対して効果的な保健指導を行えるよう対象者名簿を作成すること。

(3) 対象者の想定人数

- （ア）生活習慣病重症化予防事業：約 260 人
- （イ）糖尿病性腎症重症化予防事業：約 170 人

(4) 実施者の想定人数

- （ア）生活習慣病重症化予防事業：約 100 人

(イ) 糖尿病性腎症重症化予防事業：約 90 人

(5) 保健指導

- ①指導期間は概ね 3 ヶ月間とし、訪問による指導を初回面接とし継続支援および最終評価は訪問または電話により実施すること。
- ②対象者が具体的に生活習慣の改善を実施していけるよう行動目標を設定し、個別の保健指導計画を作成し実施すること。
- ③継続支援および最終評価は、訪問または電話指導により行動目標の実践状況の確認を行い、最終評価および今後のアドバイスをを行う。
- ④生活習慣病重症化予防事業においては、特定健診の受診時期（6～7 月・8～9 月・10 月）により 3 期に分けて実施すること。
- ⑤糖尿病性腎症重症化予防事業においては、特定健診未受診者や医療受診及び専門医の受診が必要と思われる者に対して、適宜受診勧奨を行うこと。
- ⑥保健指導の記録においては、対象者ごとの具体的な指導内容や指導に対する対象者の反応、指導後方針等を的確に記録すること。

(6) 実施結果等の報告

- ①個別の保健指導計画や指導内容（対象者の反応等）は、初回面接、継続支援後に随時、市へ報告すること。報告の形式や方法については、市と協議のうえ決定する。
- ②保健指導終了後に指導内容・評価指標検証結果・人数、医療受診勧奨対象者数等を記載した実績報告書を作成し提出すること。

(7) その他

- ①対象者が継続して取り組みを評価していけるよう特定健診受診勧奨も行うこと。
- ②対象者が特定保健指導の対象者となっている場合、特定保健指導に必要な指導、報告も行うこと。

5 業務委託料及び支払い

委託料は総価契約とする。

業務完了後に請求を行うこととし、請求にあたっては完了した業務の内容がわかる明細書を添付すること。

6 実施体制

担当責任者を配置し、市からの要望に対して迅速かつ真摯に対応し、また市職員と連携を密にし、円滑な事業運営に努めること。

7 事故等への対応

事故等の責任及び損害賠償等は受任者に帰属する。また、受任者は事故やトラブル、対象者からのクレームが生じた時には、適切な措置を講じるとともに、直ちに市へ報告しなければならない。

8 情報の保護

- (1) 本業務を受託するにあたり、市の情報資産の安全性を確保することが必要であることから、受託者は企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならないものとする。具体的には、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格である J I S Q 2 7 0 0 1 (情報セキュリティマネジメントシステム) もしくは J I S Q 1 5 0 0 1 (プライバシーマーク制度) に審査登録がなされているとともに、機密保持に関する社内規定を設けていることとする。
- (2) 受注者は本業務のデータ管理において、漏えい、滅失、き損及び改ざんを未然に防止するため、必要な措置を講じる。
- (3) 委託業務完了後、受注者は本業務の履行に当たり収集、管理したデータを速やかに市に引き渡すものとする。また、受注者のシステムにデータを取り込んだ場合は、個人が特定されるデータについて速やかに消去し、かつ復元できないよう処置を講じ、市へ報告を行うこと。

9 個人情報の取扱い

- (1) 別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 個人情報保護法に基づくガイドライン等を遵守すること。
- (3) 受注者は、この業務を行うにあたって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- (4) 受注者は、当該業務完了後にあっても知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

10 事業報告

- (1) すべての支援業務終了後、令和7年3月31日迄に当該委託業務に係る実施結果等を整理し、Microsoft Word または Microsoft Excel 等のデータで提出すること
- (2) 対象者から聴取した保健事業に対する意見等を取りまとめ、保健事業実施体制に対する問題点や対策等を提言すること

11 その他

- (1) 「行橋市国民健康保険保健事業実施計画」に基づき実施すること。
- (2) 過去10年間に同一種類及び類似の業務を地方公共団体から受託した実績があること。
- (3) 契約後速やかに、全体スケジュール等の詳細について打ち合わせを実施すること。
- (4) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等にかかる費用については全て受注者の負担とする。
- (5) 市が本業務の実施状況等を照会し、調査又は報告を求めたときは、速やかに対応すること。
- (6) 本業務に係る案件について、市と協議や打ち合わせを実施した際は、速やかに議事録を作成し市へ提出すること。
- (7) その他、本仕様書記載事項以外でも有効と思われる提案があれば行うこと。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、別途市と協議し決定する。

1 2 市が提供可能なデータ

市が提供可能なデータは、別表のとおりとする。

なお、別表に定めるもの以外で希望するデータがある場合は、別途市と協議し提供の可否を決定する。

別表

	名称	内容	提供時期
1	令和6年度特定健診結果情報	生年月日、性別、宛名番号、健診実施年月日、健診機関コード、健診結果等	契約後、随時
2	健診結果情報（横展開） ※特定健診等データ管理システムのFKAC167 過去3年分	被保険者番号、生年月日、性別、宛名番号、受診券整理番号、健診実施年月日、健診機関コード、健診結果等	契約後、随時
3	KDB 関連データ	国保データベース（KDB）システムで出力可能なデータ（レセプト関連等）	契約後、随時